担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）	

電気通信事業法第73条の２第１項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

１　電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電話番号	
電子メールアドレス	

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）	
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

電気通信事業法第73条の２第１項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

	1　媒介等の業務に係る電気通信役務	2　媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者	3　委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者	4　委託に係る再委託の有無	5　媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別
改正前	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
改正後	［略］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

［注略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［注同左］

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（二重傍線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条の十一　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、営業所その他の事業所において利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行う者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における当該事業所（利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行うものに限る。）の所在地及び名称を総務大臣に報告しなければならない。	**第四条の十一**　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の十六により、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における営業所その他の事業所（利用者に対して対面により当該媒介等を行うものに限る。）の所在地等及び再委託先の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。